

平成24年度福島県公債管理特別会計予算

平成24年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,870,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		151,737
	1 財 産 運 用 収 入	151,737
2 繰 入 金		25,718,789
	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,718,789
	2 基 金 繰 入 金	8,000,000
3 県 債		36,000,000
	1 県 債	36,000,000
歳 入 合 計		61,870,526

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		61,870,526
	1 公 債 費	61,870,526
歳 出 合 計		61,870,526

平成24年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成24年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,305,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,655,088
	1 財 産 運 用 収 入	5,088
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,305,089

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		5,089
	1 基 金 管 理 費	5,089
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,305,089

平成24年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成24年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277,864千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,575
	1 一般会計繰入金	1,575
2 繰越金		107,753
	1 繰越金	107,753
3 諸収入		168,536
	1 預金利息	1
	2 貸付金元利収入	168,108
	3 雑収入	427
歳入合計		277,864



歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		277,864
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	277,864
歳 出	合 計	277,864

平成24年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成24年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,588,063千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
2 繰越金			2,013,639
	1 繰越金		2,013,639
3 諸収入			574,424
	1 預金利息		2,397
	2 貸付金元利収入		571,967
	3 雑収入		60
歳入合計			2,588,063

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		1,983,158
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	1,983,158
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		604,905
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	604,905
歳 出 合 計		2,588,063

平成24年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

平成24年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ316,477千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入		250,436
	1 繰入金	1
	2 繰越金	209,259
	3 諸収入	41,176
2 業務勘定収入		984
	1 繰入金	782
	2 繰越金	1
	3 諸収入	201
3 就農支援資金貸付勘定収入		64,664
	1 繰入金	10
	2 繰越金	41,506
	3 諸収入	23,148
4 就農支援資金業務勘定収入		393

款	項	金額
	2 繰越金	383
	3 諸収入	10
歳入	合計	316,477

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		316,477
	1 貸 付 勘 定	250,436
	2 業 務 勘 定	984
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	64,664
	4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定	393
歳 出	合 計	316,477



平成24年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成24年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ275,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		270,000
	1 繰越金	254,941
	2 諸収入	15,059
2 業務勘定収入		5,157
	2 繰越金	5,155
	3 諸収入	2
歳 入	合 計	275,157

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		275,157
	1 貸付勘定	270,000
	2 業務勘定	5,157
歳 出	合 計	275,157

平成24年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成24年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金		1
	2 繰越金		21,400
	3 諸収入		57,599
2 業務勘定収入			1,190
	1 繰入金		1,187
	2 繰越金		1
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			80,190

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		80,190
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	1,190
歳 出 合 計		80,190

平成24年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成24年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,718,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
2 使用料及び手数料		735,398
	1 使用料	735,398
3 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
4 繰入金		4,351,493
	1 一般会計繰入金	4,351,493
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		51
	1 雑収入	51
7 県債		3,632,000



款	項	金額
	1 県 債	3,632,000
歳 入	合 計	8,718,947

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		5,735,365
	1 ふ頭埋立造成費	5,346,525
	2 荷役機械整備費	273,442
	3 上屋管理運営費	58,568
	4 港湾施設管理運営費	56,830
2 相馬港港湾整備事業費		2,976,259
	1 ふ頭埋立造成費	2,899,393
	2 上屋管理運営費	58,915
	3 港湾施設管理運営費	8,051
	4 荷役機械整備費	9,900
3 中之作港港湾整備事業費		7,323
	1 ふ頭埋立造成費	7,323
歳 出	合 計	8,718,947

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	410,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
災 害 復 旧 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費 (ふ 頭 埋 立 造 成 費))	1,740,000			
荷 役 機 械 管 理 運 営 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	89,500			
上 屋 管 理 運 営 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	14,200			
船 舶 給 水 管 理 運 営 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	22,500			
港 湾 施 設 管 理 運 営 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	34,100			
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	200,000			
災 害 復 旧 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費 (ふ 頭 埋 立 造 成 費))	1,110,000			
上 屋 管 理 運 営 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	1,700			
港 湾 施 設 管 理 運 営 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	3,300			
船 舶 給 水 管 理 運 営 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	4,700			
荷 役 機 械 管 理 運 営 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	2,000			
計	3,632,000			

平成24年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成24年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,660,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,889,204
	1 負担金	2,889,204
2 使用料及び手数料		52
	1 使用料	52
3 国庫支出金		1,587,000
	1 国庫補助金	1,587,000
4 繰入金		9,417,111
	1 一般会計繰入金	9,417,111
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		24
	1 雑入	24
7 県債		766,900

款	項	金額
	1 県 債	766,900
歳 入	合 計	14,660,292

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			14,660,292
	1 管 理 費		6,903,627
	2 建 設 費		3,086,900
	3 公 債 費		1,458,453
	4 繰 出 金		3,211,312
歳 出	合 計		14,660,292

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道整備工事 (県北処理区)	平 成 25 年 度	250,000



第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	16,900	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 整 備 費	750,000			
計	766,900			

平成24年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成24年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,134,021千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入		3,104,937
	1 証 紙 収 入	3,104,937
2 繰 越 金		29,083
	1 繰 越 金	29,083
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		3,134,021

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,100,782
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,100,782
2 諸 支 出 金		3,239
	1 証 紙 買 戻 金	3,239
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,134,021

平成24年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成24年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ855,167千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		261,629
	1 国庫補助金	261,629
2 財産収入		847
	1 財産運用収入	847
3 繰入金		408,166
	1 一般会計繰入金	408,166
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		184,523
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	184,483
	3 雑収入	39
歳入合計		855,167

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 奨学資金貸付事業費		855,167
	1 奨学資金貸付事業費	855,167
歳 出 合 計		855,167

平成24年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 69件               |
| (2) 年間総給水量  | 345,703,650立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 947,133立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,585,693千円
第1項 営 業 収 益	2,319,685千円
第2項 営 業 外 収 益	229,531千円
第3項 特 別 利 益	36,477千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,347,114千円
第1項 営 業 費 用	2,025,675千円



第2項 営業外費用 321,436千円

第3項 特別損失 3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,103,430千円は過年度分損益勘定留保資金349,521千円、当年度分損益勘定留保資金753,909千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 852,937千円

第1項 企業債 434,600千円

第2項 国庫支出金 90,600千円

第3項 出資金 305,732千円

第4項 工事負担金 22,003千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

第6項 雑収入 1千円

支 出

第1款 資本的支出 1,956,367千円

第1項 建設改良費 1,114,208千円

第2項 企業債等償還金 835,729千円

第3項 投資 1千円

第4項 国庫補助金等精算金 6,429千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	763,597千円	平成24年度	150,000千円
		泉浄水場中央監視制御装置更新 工事費		平成25年度	380,000千円
				平成26年度	233,597千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
行政事務推進用機器等の賃借	平成25年度から 平成28年度まで	640千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道建設工事 費	434,600千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

った後にお  
いては、当  
該見直し後  
の利率)

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、520,295千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 295,060千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,230千円と定める。

平成24年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 143,937平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	2,316,282千円
第1項 営業収益	1,945,524千円
第2項 営業外収益	6,877千円
第3項 特別利益	363,881千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	4,452,576千円
第1項 営業費用	3,909,461千円
第2項 営業外費用	179,234千円
第3項 特別損失	363,881千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,859,561千円は、過年度分損益勘定留保資金1,859,561千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,043,768千円
第1項 企業債	2,040,000千円
第2項 長期貸付金償還金	3,767千円
第3項 前受金収入	1千円

支 出

第1款 資本的支出	3,903,329千円
第1項 白河複合型拠点整備事業費	2,039,329千円
第2項 企業債等償還金	1,664,000千円
第3項 予備費	200,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	2,040,000千円	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 銀行等引受資金	年10% 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをする

ことができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、924,616千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 91,671千円

(2) 交際費 15千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	土地	田村西部工業団地	79,516平方メートル	売却
		白河複合型拠点	64,421平方メートル	売却

平成24年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		800床
一 般 病 床		532床
結 核 病 床		50床
精 神 病 床		206床
感 染 症 病 床		12床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年間患者数	152,461人
	1日平均患者数	418人
外 来 患 者	年間患者数	220,153人
	1日平均患者数	899人
(3) 建設改良事業		4,717,496千円
既設病院整備		60,985千円
資 産 購 入		500,822千円

会津医療センター（仮称）整備事業 4,155,689千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	11,838,724千円
第1項 医業収益	8,219,562千円
第2項 医業外収益	3,613,955千円
第3項 特別利益	5,207千円

支 出

第1款 病院事業費用	12,987,963千円
第1項 医業費用	12,778,196千円
第2項 医業外費用	198,622千円
第3項 特別損失	11,145千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	6,490,716千円
第1項 企業債	3,273,900千円
第2項 負担金	1,084,169千円



第3項 補助金	615,298千円
第4項 他会計からの長期借入金	826,294千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	10,690千円
第6項 発電用施設周辺地域振興基金繰入金	680,340千円
第7項 雑収入	25千円

支出

第1款 資本的支出	6,490,716千円
第1項 建設改良費	4,717,496千円
第2項 企業債償還金	946,902千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	826,294千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	24千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	医療観察法病棟整備事業	70,241千円	平成24年度	28,097千円
				平成25年度	42,144千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
----	----	-----

会津医療センター（仮称）移転事業費 平成 25 年度 121,698千円

県立宮下病院病室内床頭台の賃借 平成25年度から 3,312千円  
平成30年度まで

（企業債）

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	220,100千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
会津医療センター（仮称）整備事業費	3,053,800千円	同	同上	同上

（一時借入金）

第8条 一時借入金の限度額は、4,400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,271,429千円

(2) 交際費 1,201千円

(他会計からの補助金)

第11条 共済組合追加費用、院内保育所運営費、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、子ども手当等経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,199,283千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、1,861,558千円と定める。